

東日本大震災復興推進に係る要望書を提出

本会では、被災組合及び組合員企業の経営再建や金融の円滑化、雇用の確保、人材育成、エネルギー対策等、あらゆる経済活動の復興に向けて国が総力を挙げて支援するよう、8月5日（金）に東日本大震災復興対策本部岩手現地対策本部長・国土交通大臣政務官の津川祥吾氏に以下の要望書を提出した。要望のとりまとめには、本会に設置する専門委員会及び地区別懇談会等による意見集約及び中小企業経営者の生の声を加味した内容となっている。



谷村会長（左）より要望説明を受ける津川本部長

東日本大震災復興推進に係る要望

1. 復興対策の更なる推進

(1) 復興特別区指定による早期復興

① 早期復興に向けたまちづくり対策

被災した市街地等の早急な復旧・復興を図るため、国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更に関する省庁協議や審議会等手続きの簡素化をはじめ、都市計画法の市町村への権限移譲、土地区画整理事業や市町村が行う開発行為の手続きの簡素化、農振法・農地法規定の見直し等、各個別法に基づく調整手続きの簡素化・迅速化を図りたい。

② 建築基準法における一連の事務手続き簡素化

建築基準法の規定に基づく建築等を行う際、確認済証の交付に相応の時間を要し、復興の妨げとなっていることから、建築確認及び構造計算適合性判定、完了検査等の処理の簡素化、迅速化を図りたい。

③ (仮称)被災事業者再建支援法の制定

「被災者生活再建支援法」の産業版として、事業再建に要する資金を公的に支援する「(仮称)被災事業者再建支援法」を制定し、早期に地域産業再生プログラム等を策定し、地域の産業振興に向けたグランドデザインを明らかにされたい。

④ 組合設立認可申請手続きの簡素化

中小企業者が連携して中小企業組合を設立する際には、設立認可申請手続き等の簡素化・簡略化を図りたい。

⑤ 被災した商品券等発行組合における資金決済法等の弾力的運用

商品券やポイントカードを発行していた被災商店街組合等では、組合員のほとんどの店舗が津波等で壊滅し、商品券を交換できる状況がないので、事業の継続とは関係なく、「資金決済に関する法律」等に基づく商品券等の交換期限の延長を講じられたい。

⑥ 税制に関する減免措置

被災企業等に対する法人税、消費税、関税、所得税、固定資産税の軽減や、復興資金のための土地等の事業用資産の売却に係る譲渡益課税の免除を図り、被災地の産業振興を強力に推進されたい。

(2) 風評被害の払拭に向けた対策

① 情報発信強化

国内外の風評により、国内消費や輸出など幅広い業種が影響を受けている。

食品産業及び観光業は裾野の広い経済効果を有し、農林水産業と並び本県の復興を支える主要産業であるが、風評被害に苦しんでいる。風評被害の更なる拡大を防ぐため、国は、放射線量モニタリング監視体制の整備・強化の他、物産展の開催、観光キャンペーン等による情報発信強化への取り組み等により風評被害払拭に向けた支援を強化されたい。

② 放射性物質汚染に関する補償等

本県畜産業への放射性物質汚染によって他産業への被害拡大の懸念が強まっていることか

ら、国は、被害を受けている生産・加工業者への早期補償の実施、不安払拭に向け放射性物質検査機材配置による検査の実施及び中小の輸出産業を育成する観点から放射性物質含有検査の実施等を講じられたい。

(3) 平泉世界文化遺産登録に関する観光振興

平泉の世界文化遺産登録は、本県を含む被災地の復興にとって大きな希望の光である。国による誘客のためのプロモーション活動の一層の展開、海外への情報発信強化を一層推進するなど観光振興に積極的な支援を講じられたい。

2. まちづくり対策、インフラ整備の促進等

(1) 物流インフラ等の事業環境の整備支援

① 東北地方高速道路の全面無料化

東北地方の高速道路については、被災地の経済活動の更なる促進を図るため、車種に関わらず全面無料化を実施されたい。

② 料金所付近の渋滞問題への対応

無料化に伴う料金所付近の渋滞を早期に解消するための対策を講じられたい。

(2) 「復興道路」の早期整備

三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫自動車道、八戸・久慈自動車道の三陸沿岸地域を縦貫する道路、東北横断自動車道釜石秋田線の内陸部と三陸沿岸地域を連絡する道路、宮古・盛岡横断道路及び一関・気仙沼横断道路を「復興自動車道」と位置づけ、早急に整備されたい。

(3) 三陸鉄道等の早期復旧

県民の重要な足となっている鉄道、三陸鉄道南北リアス線及び沿岸線であるJR山田線、大船渡線、八戸線並びに岩泉線に関しては、自治体や事業者負担の僅少な新たな助成制度を国が創設し早期復旧に向けた最大限の支援を講じられたい。

(4) 港湾施設及び津波浸水区域等の復旧支援

津波により各種の港湾施設が壊滅的な被害を受けた他、津波浸水区域は広範に地盤沈下したため、港湾施設の復旧や盛土による地盤沈下対策等について、国は国土を保全するために災害復旧計画を策定し早期復旧に努められたい。

3. 資金繰り対策の強化等

(1) 実効性のある二重ローン対策の早期実施

東日本大震災で被災した企業や個人事業主が既存の借金に加えて、再建に向けて新たな債務を抱える「二重ローン」問題に対する国の支援策は、原則として全ての中小企業者が活用できるような制度設計を行うとともに、スピード感ある実効性の高い運用を図られたい。

(2) リース料金減免に関する措置

復興に向けて取り組む企業にとって新規の設備投資に加え、使用不能となったリース機器・リース車両等の損害賠償や残額リース料の支払が大きな障害となっていることから、リース料金減免に関し被災中小企業及びリース事業者双方の立場に配慮した万全の措置を講じられたい。

4. 中小企業組合等への補助制度の創設等

(1) 中小企業組合等共同設備等災害復旧補助金の要件の拡充等

中小企業組合等共同設備等災害復旧補助金については、企業組合や商店街振興組合など多くの中小企業組合が利用できるよう支援対象組合の拡充を行うとともに、建物・設備の復旧に関する経費を対象とした補助制度の拡充を図られたい。また、既に着手した復旧措置に対する遡及的支援を実施されたい。

(2) 事業協同組合等グループ補助制度の更なる充実・強化

① 予算の拡充

中小企業等のグループ対象の本補助事業は、実施希望団体が非常に多いので、補助予算を大幅に拡充されたい。

② 対象グループ要件の追加

商店街や町工場などの規模の小さい中小企業グループの利用が難しい制度のため、小規模事業者のグループが広く利用できるよう補助対象グループの要件として新たに「小規模中小企業グループ」を追加されたい。

(3) 中小企業組合への事業費補助の創設

壊滅的な被害を受けた中小企業組合の多くは財政基盤が脆弱なことから、震災復興を組合単位で行う際の事業費等の補助制度（地域おこし組合・地域振興企業組合・節電自主行動計画実施組合等）を創設されたい。

なお、地域振興企業組合として、被災した失業者が瓦礫撤去作業等の復興業務を、自ら出資し働く場を創出する企業組合制度を活用して行う際の創業費用をはじめとする事業費の補助制度を創設されたい。

(4) 仮施設建設に係る補助制度の創設

独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する仮施設（店舗・事務所・工場等）の建設に関しては、整備に係る土地造成費や借地料についての補助制度の創設を講じられたい。

(5) 仮設店舗用什器・備品等への補助制度の創設

仮設店舗で使用する什器・備品等を組合が貸与できる方式とし、組合の購入資金を助成されたい。

(6) 補助金の返還免除

中小企業組合が国庫補助金を導入して整備した施設等の滅失に伴う国庫補助金の返還免除措置を講じられたい。

(7) 岩手県中小企業団体中央会等に対する財政支援制度の創設

被災県の各中央会は、会員組合の多くが被災し、解散等による脱退、活動休止等に伴う会費収入の大幅な減少など、事業運営に大きな支障

が生じている。このため、中央会が、その役割を十分に果たせるよう財政的支援を講じられたい。

5. 官公需対策等の充実・強化

(1) 中小企業及び官公需適格組合への発注の増大

国及び地方公共団体は、官公需法や毎年閣議決定されている「国等の契約の方針」に基づく措置及び法令により実施可能な少額随意契約等の措置を積極的に活用するなど、中小企業者や官公需適格組合への発注の増大に努められたい。

(2) 地元中小企業への優先発注

被災地における復旧・復興等事業実施の際には、地元企業への優先発注率の目標値を設定する等した上で、被災地の地元中小企業への優先発注の推進を図られたい。なお、発注価額の設定に際しては下請け事業者の適正価格が確保されるよう配慮されたい。

6. 雇用確保と人材育成等

(1) 技能後継者（大工、左官、木製品製造業者等）養成に係る支援策の創設

大工、左官、木製品製造業者等の職人の減少が被災地における建築等の修理・修復の遅れとして顕在化していることから、被災地の復旧・復興推進の観点から大工、左官等の技能後継者を育成する支援策を講じられたい。

(2) 中小企業緊急雇用安定助成金等の給付期間等の延長等

当面の雇用維持を図るため、被災事業者に対する中小企業緊急雇用安定助成金等の給付期間の延長や助成額・助成率の引き上げ、申請手続きの簡素化、申請受付期間の延長等を講じられたい。

(3) 国際リニアコライダー招致への全面支援

超大型加速器・国際リニアコライダー（I L

C)の本県への立地は、長期的に関連産業の集積や雇用創出が期待できる国際的大型プロジェクトであり、東日本大震災の復興に大きな役割を果たすこと及び復興後の新しい時代づくりにつながるものであり、立地先の早期決定に向けた国際的な誘致活動を積極的に展開するなど、国は積極的な支援を講じられたい。

7. IT化の更なる促進

(1) 全国版のWEBサイトを活用した被災者向け中古機械検索情報のシステム構築

被災地の中小企業が必要とする中古設備機械等を導入するため、全国の遊休機械等を被災地に無償または低価格で提供する、WEBサイトを活用した全国レベルでのシステムを国費で構築するとともに、搬入・設置等に係る諸費用負担を軽減するための新たな補助制度を創設されたい。

(2) 中小企業データバックアップ支援策の創設

今回の震災では、事業所が全壊しパソコン等が流失した結果、企業データが完全に失われるなどの被害が生じている。中小企業及び中小企業組合においては独自に企業データのバックアップ体制を構築することは負担となるため、各県中央会がバックアップ機能を担うなどの対策構築に向けた支援策を検討されたい。

(3) クラウドコンピューティングの普及

東日本大震災をきっかけに、サーバーの消失・破損に対するデータ保全対策としてのクラウドコンピューティング（以下、クラウド）の有効性が注目されている。クラウドによる情報の蓄積、分析等の新たなサービスが急速に普及し、利用が進んでいることから、クラウドの活用は中小企業にとって有効と考えられるため、普及に向けたハード・ソフト両面の支援策を講じられたい。

8. エネルギー対策への支援強化

(1) 電力コストの安定への配慮

① 経済活動への配慮

国による節電対策が中小企業の経済活動を阻害することのないよう検討されたい。

② コスト負担への配慮

国会で審議されている「再生エネルギー特別措置法（案）」の施行にあたっては、電力コスト上昇など中小企業の負担がこれ以上重ならないよう配慮されたい。

③ 電力使用制限令による対象施設基準の見直し

CO₂削減のため直前年度で設備更新した施設では、使用電力ピークを昨年度比15%削減が困難な施設も見受けられ、これら施設が罰則を受けるのは不公平感があり、節電対象施設の基準の見直しを行うとともに、その際は、発動時に遡ることとされたい。

(2) 電力関連施策の充実

電力の制約は、中小企業の経営にとって大きな課題である。自家発電などの供給力や余剰電力の有効活用等により電気料金の上昇を抑制するとともに、共同自家発電及び共同受電施設の強力な普及推進の他、高効率照明等の買い換え促進を図るための大胆な支援を講じられたい。

(3) 省エネ設備導入等の係る補助制度の拡充

原子力発電所事故に伴う電力供給不足に対応して、省エネルギー設備や新エネルギー等利用設備を導入して節電対策に取り組む中小企業に対し、より積極的な導入を促進するよう補助制度の拡充を図られたい。

9. その他関連項目

大規模災害の発生を踏まえた中小企業事業継続計画策定運用指針の見直し

中小企業BCP（事業継続計画）策定運用指針について、今般の大規模災害を踏まえ早急に見直しを図るとともに、個別企業・組合等団体での策定及び普及に対する助成措置を検討されたい。

沿岸地区の復興に向けて — 大槌町 —

リアス式海岸を望む風光明媚な町である大槌町は、大津波により壊滅的な被害を受けた。本会の会員であり、町内で多くの商業者が加入する「大槌ポイントカード(協)」「大槌中央商店会(協)」「(協)大槌末広町商店会」「安渡商店会(協)」では、ほぼ全ての組合員が店舗を失い、まだ安否確認がとれない組合員がいる状況にある。ほとんどの経営者や従業員が仮設住宅で生活し、再起を図るにも不自由な制限を強いられるなか、大槌ポイントカード(協)の理事長 山崎繁 氏に大槌町の商業者の現状と抱えている問題点について伺った。



大槌ポイントカード(協)
理事長 山崎 繁 氏

「現在、連絡が取れている組合員で事業再建への意欲のある商業者は約 40 名おり、先日、中小企業者グループへの復興補助に採択されたショッピングセンター『シーサイドタウンマスト』、あるいは 11 月に大槌北小学校敷地内に完成予定の仮設店舗への出店を目標に頑張っており、国・県の復興支援策はたいへん有難く感謝している。しかし、提示された支援策が津波による被害の特性を捉えきれていなかったことと、原状回復という基準をあまりに重視する点に、事業者たちが多少戸惑いを感じているのも事実である。10 年かけて元どおりにした町は、10 年遅れた町にしかならない。大津波により経営環境が一変したなかで、事業再建を目指す者に過大な制約を設けぬよう柔軟な対応を望んでいる。また、用地確保の困難性から町内では仮設住宅などが分散しており、商業施設がオープンしても立地的に地域の皆様に不便を強いる状態が長く続くと思われる。今後、我々もできる限りその緩和に努めるが、限界を超える部分については引き続き各方面からの幅広い支援をお願いしたい。」

中央会 第 3 回理事会を開催

～県大会提出議案等を審議～

8 月 5 日(金)、盛岡市のホテルルイズにて平成 23 年度第 3 回理事会を開催した。

主な議題は、第 37 回中小企業団体岩手県大会の開催及び大会提出議案の審議である。大会提出議案は 7 月に開催した地区別懇談会での意見・要望をとりまとめたものである。

国に対する要望としては「中小企業の生産性向上施策の確立」「省エネ設備導入等に係る補助制度の拡充」「風評被害の解消と県外観光客の誘客」「金融の円滑化(第三者連帯保証人の原則禁止)」「最低賃金の引き上げについて」「健康保険料の引上げについて」「不公正取引の排除」「インターネット・オークション(競り下げ方式)実施」の反対」「官公需対策の強化」「技術者配置要件の緩和等」「中小企業関係税制対策」を挙げた。

県に対する要望としては「復興対策の更なる推進」「平泉世界文化遺産登録に関する観光振興」「官公需対策の拡充・強化」「『ものづくり特区』による強い中小企業の創出」「岩手県中央会の財政基盤の強化」である。県大会提出要望については、9 月 16 日(金)の岩手県大会決議の後、県選出国會議員及び岩手県知事に対し要望する予定である。

また、理事会終了後、国土交通大臣政務官 東日本大震災復興対策本部 岩手現地対策本部長 津川祥吾氏に本会谷村会長が「東日本大震災復興推進に係る要望」を行った。



二重債務問題への対応 - 県と国が基本合意 -

8月8日、中小企業者等の二重ローン問題への対応に関する基本的な事項について岩手県と経済産業省が合意したことが公表された。合意された対策は、事業者の既往債務を買い取る「岩手県産業復興機構」を9月中旬を目途に設立し、相談機能の向上のため中小企業再生支援協議会の体制を拡充して「岩手県産業復興相談センター」を設置するというものである。

「二重債務問題への対応に関する基本合意」(概要)

1. 相談から具体的な支援までをワンストップで受けられる体制を構築

- ①個人事業者、小規模企業を含め、農事組合法人、医療法人等幅広い事業者を対象とし、相談に広く対応。
- ②中小企業再生支援協議会の体制を抜本拡充し「岩手県産業復興相談センター」を設立。国が人件費等を予算措置、人員の手当では地域金融機関等が協力。
- ③「相談センター」で再生可能と判断される事業者に対し、相談受付から事業再生の開始までの間の利子負担を軽減するため、国の予算措置による補助制度を創設。

2. 債権買取等を行う新たな「機構」を設立し被災事業者の事業の再生を促進

- ①「岩手県産業復興機構」を設立。
- ②「機構」への出資総額は当面500億円程度を想定しつつ実際の所要額に応じ順次必要な出資を行う。中小企業基盤整備機構が8割、県内地域金融機関等が2割を出資。
- ③「機構」運営のため地域経済や産業の実情に通じた者を無限責任組員(GP)として選定。GPの運営経費は、国が必要な支援を実施。
- ④支援対象は、メイン行等が新規融資で事業再生を支援し、「相談センター」で再生可能性があると判断された事業者。
- ⑤債権の買取価格は、金融機関が新規融資を行うにあたっての将来見通しや被災前の事業者の業績をもとに算定。
- ⑥「機構」は、事業者の既往債権を買い取り、元利返済を凍結。買取り後5年経過時点で凍結期間の終了の可否を関係者間で協議。凍結期間終了後、一部債権放棄、残債の売却を実施。「機構」の存続期間は最大15年程度。

3. 「準備委員会」において詳細を早急に検討

準備委員会は、県、県内金融機関、岩手県信用保証協会、岩手県中小企業再生支援協議会、盛岡商工会議所、岩手県中小企業団体中央会、岩手県商工会連合会、いわて産業振興センター、中小企業庁、東北経済産業局、東北財務局、東北農政局、中小企業基盤整備機構により構成。

“中小企業等のグループ補助”（中小企業等復旧・復興支援補助事業）
 「復興事業計画」認定される！！

県では、東日本大震災により被災された本県中小企業者等が一体となって進める施設・設備の復旧・整備を支援する補助事業※を創設し、補助金申請に必要となる「復興事業計画」の認定について、公募（公募期間：平成23年6月13日～24日）を行ったところ、51グループから申請があり、本会が計画策定支援を行った大船渡湾冷グループを含む8グループ（22グループの一部を業種・地域単位に集約）が認定を受け、国の事業採択が決定した。

※「中小企業等復旧・復興支援事業費補助」（補助率：中小企業者 3/4 以内[国 1/2, 県 1/4]）

＜認定グループ一覧＞

補助総額 77億円（国 51億円、県 26億円）

グループ名	グループ代表者名・構成員数	代表者所在地	業種
県北水産加工業拠点整備	(株)マルサ嵯峨商店 等 19者	久慈市	水産加工業
宮古・山田地域水産加工業グループ KIKグループ 宮古・山田マリンプロジェクト 山田水産加工鮮魚出荷連合会 宮古市水産物残渣有効利用共同体 宮冷グループ 三陸の海藻高度加工研究事業化グループ 宮古水産冷凍加工復旧促進グループ	計 39者 (株)川秀 等 3者 (有)木村商店 等 12者 (株)丸一水産 等 5者 宮古水産加工業協同組合 等 5者 (株)宮古製氷冷凍工場 等 4者 フードパック(株) 等 4者 (有)大井漁業部 等 6者	宮古市 山田町	水産加工業
釜石地域水産物流通加工グループ 岩手新サプライチェーンモデルグループ 津田商店・双日食料水産グループ 協同組合シーテック復興委員会 釜石海産物生産販売グループ	計 17者 小野食品(株) 等 5者 (株)津田商店 等 3者 (有)近藤商店 等 7者 雁部冷蔵(株) 等 2者	釜石市	水産加工業
大船渡地域水産・食品加工グループ けせん「食のパワーアップ」協議会 大船渡湾冷グループ フードネットワーク岩手	計 36者 及川冷蔵(株) 等 17者 大船渡湾冷凍水産加工業(協) 等 12者 (株)國洋 等 7者	大船渡市	水産加工業
久慈地域造船グループ	北日本造船(株) 等 4者	久慈市	造船業
釜石・大槌地区造船関連グループ	(株)小鯖船舶工業 等 8者	釜石市	造船業
沿岸電子機器・精密機器グループ (株)ウェブクレスト宮古工場生産グループ 東北ヒロセ電機株式会社グループ 沿岸圏域空気圧機器製造グループ 岩手県沿岸超精密コネクタ製造グループ	計 17者 (株)ウェブクレスト宮古工場 等 4者 東北ヒロセ電機(株) 等 2者 S M C(株) 等 6者 大村技研(株) 等 5者	宮古市 釜石市	電子部品 製造業
シーサイドタウンマストグループ	大槌商業開発(株) 等 30者	大槌町	小売業

＜主な認定グループの取り組み事例＞

<p>●釜石地域水産物流通加工グループ</p> <p>トヨタ生産方式を導入し業務改善を重ね、商品開発を行ってきた事業者グループが、大規模生産による水産加工品の全国販売展開グループ、地域密着型の生産販売グループなどと連携し、水産加工品の合同販売会の開催やグループ内新商品の開発などにより、水産加工品の更なる高付加価値化に取り組む。</p>	<p>●シーサイドタウンマストグループ</p> <p>大槌町では、震災に伴う津波、火災により中心商店街が壊滅的被害を受け、現在も商業機能が回復せず、地域住民の生活に多大な影響を生じている。そこでショッピングセンター内に商店街機能を集約するとともに、商店街コミュニティ機能、防災避難機能を新たに付加した交流拠点商業施設として再生する。</p>
--	--

世界遺産「平泉」周辺の企業を対象にセミナー開催

本年6月に「平泉の文化遺産」がユネスコの世界遺産登録となったことを受け、今夏は例年以上の観光客が平泉に訪れている。このような中、本会では岩手県南広域振興局の委託を受け、「平泉の文化遺産」エリアの飲食店や土産品店等を対象に、観光客への対応や経営力の向上を支援する『「平泉文化遺産エリア」外食、土産品店等売上向上実践塾』を昨年を引き続き実施している。

7月の平泉商工会との共催セミナーに続き、8月25日に、株式会社アーリー・バード代表取締役の三田泰久氏さんだやすひさを講師に、平泉町のホテル武蔵坊にて経営セミナーを開催した。

三田氏は、世界遺産「熊野古道」「伊勢神宮」等有名な三重県在住のコンサルタントであり、自身の会社でも旅行代理店や特産品販売店経営を行うなど観光と地域資源活用等をテーマにした活動を展開している。三重の先進事例や新商品開発におけるポイントなどをご講義頂いた。

当塾は次回以降、接客やPOP広告を学んだのち、希望者を対象にコンサルティング支援を行う予定としている。



講師：三田泰久氏

今後のセミナー予定

- 日時：平成23年9月12日(月)18:00～20:00
 - 会場：平泉町 ホテル武蔵坊
 - テーマ：「心に残るおもてなしー世界遺産・平泉」
 - 内容：接客・接客の心得、実技等
 - 講師：MEG代表 経営コンサルタント 中尾恵子 氏
-
- 日時：平成23年10月4日(火)18:00～20:30
 - 会場：平泉町役場
 - テーマ：「売れる！伝える！手描きPOP広告づくり」
 - 内容：顧客を引き付け、売れるPOPを作るための実技
 - 講師：POPセンター福島 代表 川村洋一 氏

被災組合の支援について情報交換

8月22日、仙台市において東日本大震災により甚大な被害を受けた福島、宮城、岩手の3県の中央会による情報交換会が行われた。

情報交換会は3県中央会の事務局長が出席し、組合の被災状況や被災組合等への支援状況などについて話し合うとともに、組合の事業再建の意向に沿い、組合員企業の一刻も早い経営再建、事業継続に向けた組合機能の復旧・復興支援のあり方について意見を交換した。また、県域を超えた支援のあり方など3県連携による支援の可能性を探った。

震災から5ヶ月が過ぎ、新たな組合設立による事業の再開など徐々に復旧・復興への動きが始まっている。そこでは、組合の相互扶助、絆の力が活かされるとともに、組合の重要性、価値が改めて評価されており、中央会の役割がますます重要であると意を強くした。



宮城県中央会での会議

新卒者就職応援プロジェクトの進捗状況

(1) 新卒者就職応援プロジェクトとは？

平成19年9月以降に大学等を卒業し就業先が未内定の方を対象に、中小企業の生産現場等に触れる機会を提供し、中小企業で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得してもらうため、長期間（原則6ヶ月間）の職場実習（インターンシップ）等を実施するものです。



北上金属工業協同組合



盛岡中央工業団地協同組合

(2) 現在のコーディネート機関別の実施状況

コーディネート機関名	受入企業	マッチング	成立	実習人数
盛岡中央工業団地協同組合	4	16	10	10
北上金属工業協同組合	6	22	6	6
岩手県中小企業団体中央会	18	66	35	35
計	28	104	51	51



(3) 職場実習に参加している実習生の感想

実習生Aさん

＜レンタル業 | 納品・回収・会場設営＞

「納品の際の対応も最初より良くなってきたと思います。場数をこなして慣れていくしかないと思います。少ない機会をいかに自分のものとしていくかを大切にしていきたい。」



実習生Cさん

＜学習塾 | 予習、授業＞

「社会人として講師として仕事の厳しさを知りました。この経験をどう活かしていくか、いま自分が何をすべきか、自分に出来ることは何かを考え、実行していきたい。」

実習生Dさん

＜食品製造業 | 品質管理、ラベル貼り＞

「日々同じ作業をする中で、作業を早く終わらせられるようになると見落としが増えてしまうと感じた。常に製品の状態を気かけながら作業ができたら質の良い製品を届けられると思ったので、そうしていきたい。」

実習生Bさん

＜洋菓子店 | 接客・包装＞

「もっと視野を広く持って自分が今、なにをすべきか見極めたい。中で作業をしてもモニターを頻繁に見てお客様を待たせることが無い様になりたい。」



第63回中小企業団体全国大会(愛知大会)及びツアーのご案内

～ 岩手県中央会では、2泊3日のコースを企画しております ～

大会開催日時：平成23年11月17日（木）
14:00～16:30

大会開催場所：名古屋国際会議場「センチュリーホール」
(愛知県名古屋市熱田区熱田西町1-1)



大会の目的： 本大会は毎年、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の強化確立を訴え、組合等連携組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展及び豊かな社会の実現を期して『たちあがろう！中小企業 絆を活かして』をキャッチフレーズに開催される。

ツアー日程： 平成23年11月17日（木）～ 11月19日（土）

本県参加者のための特別ツアーは、主に岐阜市の飛騨高山、白川郷（合掌造り集落等）方面の観光を企画・予定しております。

→ 主な行程は次のとおり。**1日目（17日）：**全国大会出席した後、貸切バスで郡上八幡市（岐阜県）へ移動し、ホテル着（市内夕食）。**2日目（18日）：**郡上八幡城天守閣から市内城下町を眺望。地元案内人と共に清流と共に暮らす古い町並みを散策。鯉が泳ぐいがわのこみち。名水百選「宗祇水」など（1.5時間）。その後、東海北陸道に乗って、世界遺産「白川郷」合掌造集落へ移動。集落絶景ポイント「萩町城跡展望台」で昼食（郷土料理）（40分）。萩町合掌造集落を自由散策（70分）。次に飛騨の小京都「高山」へ移動し、古い町並み、上三之町境界を自由散策（90分）。奥飛騨温泉郷へ移動し宿泊（懇親会予定）。**3日目（19日）**安房ト袖を通過して、長野県松本市へ移動（1時間40分）。松本城公園の天守閣に登り、市内、アルプス一望。次に現存する日本最古の小学校（旧開智学校）と旧制高等学校（旧制松本中学）の記念館見学（午前）。午後は、長野駅から新幹線に乗って、岩手に帰着。

詳細につきましては、9月上旬に文書にてご案内の予定。

お問い合わせは、担当：市場開発部 TEL：019-624-1363 まで。（※旅程は一部変更になる場合があります。）

第37回 中小企業団体岩手県大会開催のご案内

9月16日（金）、第37回中小企業団体岩手県大会を、盛岡市のホテル東日本にて開催します。

本大会は、県内中小企業組合の代表者が一堂に会し、中小企業者の声を内外に表明し、中小企業経営の維持と拡大、中小企業活動の高揚と組織化理念の発揚並びに団結の強化を図り、中小企業の安定と繁栄を図り、本県経済の均衡ある発展に寄与することを目的に開催するものです。

また、同日行われる表彰では、岩手県商工業表彰（知事表彰）として個人・団体の他、中央会会長表彰として優良組合表彰、組合役職員を対象とした組合功労者表彰、優良青年部表彰が予定されています。大会参加費は無料、記念パーティーに参加の方は1名につき6,000円です。

組合員の皆様にもご勸奨の上、多数ご出席下さいますようお願い申し上げます。

国税庁からのお知らせ

東日本大震災に係る国税の申告・納付等の期限延長に係る 一部の地域における期日の指定について

国税庁

- 東日本大震災の発生に伴い、国税通則法施行令第3条第1項の規定に基づき、3月15日付国税庁告示により、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県を指定し、3月11日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限の延長を行い、延長する期限については、別途国税庁告示で定めるところ、青森県及び茨城県については、6月3日付国税庁告示により、平成23年7月29日を延長期限の期日とする告示をしました。
- 今般、残りの岩手県、宮城県及び福島県のうち、下記記載の地域については、被災後の状況などを踏まえ、**延長期限の期日を平成23年9月30日**とすることとしました。
- なお、この期日以降においても、東日本大震災による災害等により申告等ができない場合においては、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。
- また、岩手県、宮城県及び福島県のうち、今回指定しなかった地域における国税の申告・納付等の延長期限の期日は、別途国税庁告示で定めることとしています。

○ 平成23年9月30日を延長期限とする国税庁告示を行う地域

	地域
〔岩手県〕	盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
〔宮城県〕	仙台市、塩釜市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
〔福島県〕	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、楡枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、新地町

(参考) 今回は延長期限を指定しない地域

	地域
〔岩手県〕	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町
〔宮城県〕	石巻市、気仙沼市、多賀城市、東松島市、女川町、南三陸町
〔福島県〕	田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

詳細については、国税庁のホームページから

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/hisai/kijitsu_shitei0805.htm

岩手県商工労働観光部からのお知らせ

電力需給対策のための高度化事業の拡充について

県と中小企業基盤整備機構では、当面の重要課題である電力需給対策として、施設・設備事業に対する長期・低利の貸付（高度化事業）を拡充して実施する。

1. 対象設備

省エネ施設、新エネ施設、自家発電設備、その他電力需給対策に資する設備

2. 優遇条件

据置期間 5年以内

貸付割合 機構：県：事業者＝98：1：1

3. 適用期間

平成23年5月16日～平成26年3月31日

1. 貸付制度のポイント

(1) 貸付対象事業費

省エネ・新エネ・自家発電等の設備導入に要する費用

(2) 貸付期間

20年以内（据置期間5年以内）

(3) 資金負担

・事業者負担額：貸付対象事業費の1%又は10万円のいずれか低い額

・都道府県負担額：貸付対象事業費の1%又は100万円のいずれか低い額

(4) 貸付金利

1. 0.5%（平成23年度の場合）（※貸付期間中は固定金利）

(5) 措置期間

平成26年3月末までに貸付決定を行ったものについて、上記の条件を適用します。

2. 対象事業

(1) 中小企業組合による組合員に対する設備リース事業

① 既存の中小企業組合が、省エネ・新エネ・自家発電等の設備を購入し、組合員にリースする事業を行う場合。

② 設備リース事業を行うために、新たに設備リース組合を設立する場合。

(2) 中小企業組合が共同利用設備を導入する事業

① 既存の工場団地、卸団地、商店街、共同店舗等が、組合の共同利用設備として、省エネ・新エネ・自家発電等の設備を導入する場合。

② 新たに中小企業組合を設立して、省エネ・新エネ・自家発電等の共同利用設備を導入する場合。

(3) 中小企業組合において個々の組合員が専有設備を導入する事業

① 高度化事業により整備された集積（工場団地、卸団地、商店街等）において、個々の組合員が省エネ・新エネ・自家発電等の専有設備を導入する場合。

② 新たに中小企業組合を設立して整備する工場団地、卸団地、商店街等において、個々の組合員の省エネ・新エネ・自家発電等の専有設備を導入する場合。

<お問い合わせ先>

岩手県商工労働観光部 経営支援課 金融担当

TEL：019-629-5542

組織化動向 - 新設組合のご紹介 -

組合名	たろちゃん協同組合	理事長	箱石 英夫
出資金	980,000 円	設立登記日	平成 23 年 8 月 19 日
住所	宮古市保久保田 7 番 2 5 号（宮古商工会議所内）		
組合概要	<p>震災により壊滅的な被害を受けた宮古市田老地区において、店舗を失った事業者が事業再建に向けて運営する組合が設立された。600 人以上の被災者が生活する「グリーンピア三陸みやこ」敷地内に仮設テントで営業を再開した事業者が、宮古市や中小機構の支援を受け、新たに共同店舗を設置して商業機能の更なる拡充を図る。</p> <p>現在、敷地内に新たな共同店舗が建築中であり、9 月中旬のオープンを目標に着々と準備を進めている。また、地域の交通弱者のために移動販売を実施する予定であり、沿岸地域における商業復興の足がかりとして大きな期待を集めている。</p> <p>なお、同組合は、震災後、被災県で初となる中小企業等協同組合法に基づく協同組合の設立となった。</p>		

～ 会員情報 ～

新たな体制を整備し事業再開	共同購買事業を一部再開
協同組合橋爪共栄会 (橋爪幸平 理事長)	釜石水産物商業協同組合 (片桐文男 理事長)
今回の震災により組合員企業が大きな被害を受けたが、各社での新たな事業体制が整備されたことにより、組合が本格的な事業再開を果たした。組合では、組合員に共通する事務処理を受託することで、各社の経営合理化に貢献している。	同組合は、津波被害により 40 名の組合員が甚大な被害を被ったが、事業再開への懸命な努力により大渡町に事務所を移転し、共同購買事業を一部再開した。共同事業を利用するまで回復した組合員はまだ僅かであるが、組合では構成員の事業再開を全面的にバックアップしている。

～ お知らせ ～ 組合の紹介記事や広告を募集中！！

本誌「ネクサス」に、貴組合の紹介やイベント情報、製品情報(広告)など、掲載してみませんか。情報交流の場として、是非本誌をご活用下さい。

なお、組合紹介やイベント情報の掲載は無料ですが、製品情報(広告)掲載希望の場合は、下記の広告料金が発生いたします。詳しくは本会 統括指導センター 池田 までお問い合わせ下さい。

広告掲載料金及び期間

広告サイズ	新規申込料金			スポット料金
	6 回掲載	10 回掲載	1 回当りの金額	1 回当り
A4 : 1 / 12 頁	—	30,000 円	3,000 円	—
A4 : 1 / 4 頁	42,000 円	70,000 円	7,000 円	8,500 円
A4 : 1 / 2 頁	54,000 円	90,000 円	9,000 円	10,500 円
A4 : 1 頁	72,000 円	120,000 円	12,000 円	13,500 円

景況は改善されつつも、先行きに不安(平成 23 年 7 月)

〈全体の概要〉

7月 は、受注状況が改善され、売上が回復傾向にある一方、資材・部品価格が高止まりで推移し価格転嫁が困難、節電への対応等により収益は伸び悩み。中小企業の景況は、放射能汚染の風評被害、円高等の懸念材料が重なり業種によっては景況感が改善されていない。また、震災復興需要が本格化していないため震災前の水準までにはもう一步の状況、先行きに不安を抱えた状態が続く。

◆ 漬物製造業

目に見えない震災被害が徐々に表れてきている。

◆ めん類製造業

首都圏での震災特需で売上増加。原材料・包装資材の値上げで小売価格に転嫁できず収益状況は悪化。

◆ 酒類製造業

震災特需効果も組合員によってバラツキがある。

◆ 菓子製造業

沿岸地域の組合員は事業再起に向けて徐々に活動。平泉の世界文化遺産登録で県南地域は好調な売上。

◆ 一般製材業

住宅建設関連の従業員不足による工事の遅れが表面化し、売上高が減少している。

◆ 木材チップ製造業

切削針葉樹チップは増量、出荷が平常時の5割まで回復しつつあるが依然として厳しい状況である。

◆ 銑鉄铸件製造業

平泉世界文化遺産登録により伸びた。铸件部品は徐々に回復していたが、節電対応のため若干減少。

◆ 一般機械器具製造業

取引先の節電の関係で大幅な生産調整。受注量は取引先により差があるが、円高の影響も加わり生産計画や加工単価の見直しの動きが出始めている。

◆ 畳製造業

被災地の仮設住宅向けの工事、浸水家屋の復旧工事がでている。

◆ 野菜果実卸売業

野菜の単価安は改善が見られたが、果物が高温障害により生産量が減少、需給バランスが崩れ高騰。

◆ 酒・調味料小売業

清酒・ワイン好調。ビールは第三の安い価格にシフトし、売上金額の上乗せとならなかった。

◆ 野菜・果実小売業

猛暑での出荷の遅れや原発の影響が大きい。また、中元・ギフト関係は全く停滞していると思われる。

◆ 食肉小売業

食中毒や放射線の影響で県産・国産牛肉の販売がストップ状態。贈答品も大打撃。

◆ 商店街(盛岡市)

震災後ようやく好転の兆し。修学旅行の利用や高速道路無料化の影響で他県からの客足増。

◆ 商店街(久慈市)

イベント開催で消費の喚起を促したが、消費者の財布の紐は固く、総じて売上が低迷。

◆ 板金工事業

材料の品不足は解消されたが、材料メーカーから資材の値上げがあり、収益は厳しい状況。

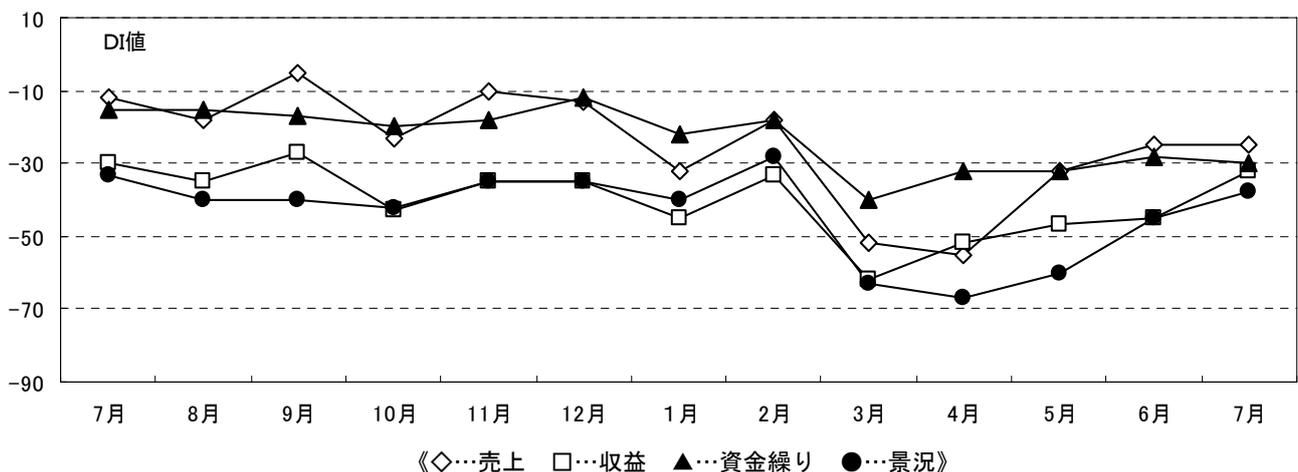
◆ 土木工事業

依然として落札価格が低く収益は悪化している。

◆ 塗装工事業

震災後、受注を伸ばす者と受注出来ない者が明確になってきており、企業間格差が大きくなっている。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ (H22年7月～H23年7月) ●



事業協同組合等共同施設復旧補助金の公募

平成23年8月22日より東日本大震災で被害を受けた中小企業組合等の共同施設の復旧補助金の公募が開始されました。

- ① 対象者 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会
- ② 補助対象施設 事業協同組合等の共同施設（倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場。付帯設備含む）
※組合事務所や器具・備品類、原材料、消耗品類等は補助対象外

③要件（以下のすべてを満たす施設の復旧に要する経費）

- 復旧経費が30万円以上の施設
- 被害共同施設の復旧経費の平均（その市町村の区域内にある対象施設の復旧経費の総額を当該事業協同組合等の数で除した額）が150万円以上の市町村の区域内にある施設
- 利用構成員一人当たりの復旧経費が10万円以上、又は、被災区域内に事業所を有し、かつ事業所又は事業用資産について全壊・流失・半壊・床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた利用構成員数が3割超の事業協同組合等の施設

④補助率 国1/2、県1/4（組合等の自己負担は1/4）

<スケジュール>

事前確認申込期間	平成23年8月22日（月）～9月2日（金）
事前調査結果通知	平成23年9月12日（月）以降
補助金交付申請期間	平成23年9月14日（水）～9月30日（金）
補助金交付決定	平成23年10月下旬以降

詳しくは、本会統括指導センターまでお問い合わせ下さい。

組合における政治的中立の原則とは

中小企業団体の組織に関する法律第7条第3項及び中小企業等協同組合法第5条第3項に「組合は、特定の政党のために利用してはならない」と規定されております。

● 政治的中立の原則（中小企業等協同組合法第5条第3項）

中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された組合は経済団体であって、政治に関与したり、これに進出することは組合の目的とするところではありません。この基本的性格を逸脱して組合が政治団体化し、特定の政党の党利党略に利用されることは、組合の本来の目的からして当然禁止されます。従って、組合の名において特定の公職選挙の候補者（組合の役職員が候補者である場合を含む。）を推薦したり、総会等において特定の候補者の推薦や特定政党の指示を議決することなどは許されません。

なお、本規定は、組合外部勢力から、あるいは、組合内部の少数者によって組合が政治目的のために利用されることを防止する趣旨であり、組合の健全な発展を図るための国会等への建議等の政治的運動はこれに抵触するものではありません。

◆主要日誌◆（8月1日～8月31日）

◎中央会主催事業

- 8/4 第1回農商工連携人材育成研修委員会
- 8/5 監査会・理事会
- ” 東日本大震災復興対策岩手県現地対策本部
津川本部長へ要望
- 8/9 震災対応移動中央会（釜石地区）
- 8/23 震災対応移動中央会（宮古地区）
- 8/25 震災対応移動中央会（陸前高田地区）

◎関係機関・団体主催行事への出席等

- 8/8 岩手新卒者就職応援本部会議
- 8/9 岩手地方最低賃金審議会
- 8/19 第1回岩手県産業復興機構等準備会議
- 8/22 被災県中央会情報交換会
- ” 貸付審査委員会
- 8/26 第2回岩手県産業復興機構等準備会議
- 8/31 岩手地方最低賃金審議会

